

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当取引所が指定する証券金融会社)</p> <p>第1条の2 規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、<u>日本証券金融株式会社</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成29年4月24日から施行する。</p> <p>2 第1条の2の規定にかかわらず、規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に限り、日本証券金融株式会社及び中部証券金融株式会社とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、取引参加者は、施行日において、当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために中部証券金融株式会社から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受けることはできないものとする。</p>	<p>(当取引所が指定する証券金融会社)</p> <p>第1条の2 規程第1条の3第3項に規定する当取引所が指定する証券金融会社は、<u>中部証券金融株式会社</u>とする。</p>